

交通死亡事故多発注意報発令実施要領

1 目的

交通死亡事故が多発し、「交通死亡事故多発警報発令実施要綱」の発令基準には至らないが早急に対策を講ずる必要がある場合に、県民センター管内に交通死亡事故多発注意報を発令し、住民に注意を喚起するとともに、県民センター、市町をはじめとする関係機関・団体等が協力して、地域ぐるみの交通安全活動を展開するなど交通死亡事故抑止対策を推進し、交通死亡事故の抑止を図ることを目的とする。

2 発令者

注意報の発令者は、「ストップ・ザ・交通事故」県民運動中播磨推進協議会会長とする。

3 発令の基準

県民センター管内において、7日間の交通事故死者累計が別途定める人数に達したとき、又はその他社会的反響の大きい事故が連続して発生し、かつ、早急に対策を講じる必要がある場合に発令する。

4 発令、発令時期及び期間

(1) 発令、通知

ア 会長は、注意報発令の基準に該当すると認めたときは、「ストップ・ザ・交通事故」県民運動中播磨推進協議会副会長である警察署長の意見を聞いて注意報を発令するものとする。

イ 会長は、注意報の発令を決定したときは、県、管内市町及び「ストップ・ザ・交通事故」県民運動中播磨推進協議会委員に対し、別記様式により通知するものとする。

(2) 時期

発令の時期は、原則として発令基準に達した日の翌日とする。

(3) 期間

注意報の発令期間は、原則として、発令した日から10日間とする。

5 注意報発令時における推進事項

注意報が発令されたときは、県（県民センター）、市町、警察関係機関・団体は、別表に掲げる事項の推進に努めるものとする。

附 則 この要領は、平成18年8月23日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

別表

推進機関名	推進事項	推進内容
県 (県民センター)	広報・啓発及び関係市町への通知・協力要請	<ol style="list-style-type: none"> 1 新聞、テレビ、ラジオその他あらゆる広報媒体を活用し、交通死亡事故多発注意報が発令（以下「多発注意報発令」という。）されたことの周知と交通事故防止を呼び掛ける。 2 管内市町及び「ストップ・ザ・交通事故」県民運動中播磨推進協議会構成機関・団体に対し、多発注意報発令の迅速な通知と協力要請を行う。
市・町	広報・啓発及び関係機関・団体等への通知・協力要請	<ol style="list-style-type: none"> 1 ケーブルテレビ、広報車、有線・無線放送等により、多発注意報発令の周知と交通事故防止を呼び掛ける。 2 市町の交通安全対策協議会等の構成機関・団体に対し、多発注意報発令の迅速な通知と協力要請を行う。
警察	広報・啓発	警察の有するあらゆる広報媒体を活用し、多発注意報発令の周知と交通事故防止を呼び掛ける。
道路管理者	広報・啓発	道路情報板等により多発注意報発令の周知と交通事故防止を呼び掛ける。
交通安全協会	広報・啓発	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報車、立看板、のぼり等により多発注意報発令の周知と交通事故防止を呼び掛ける。 2 交通安全協力隊等の出動を要請し、多発注意報発令の周知と交通事故防止を呼び掛ける。
その他機関・団体	広報・啓発	<ol style="list-style-type: none"> 1 懸垂幕、立看板、のぼり等を掲出して多発注意報発令の周知と交通事故防止を呼び掛ける。 2 構成団体や関係事務所等に対して多発注意報発令の周知と交通事故防止を呼び掛ける。 3 各事業所においては、職場交通安全会を開催し職員等の交通安全意識の高揚を図る。

※ 多発注意報発令時には、主として広報・啓発活動を中心に、交通死亡事故が多発している状況下にあることを広く住民に周知するための活動を行う。また、必要により、保護誘導・交通安全指導等街頭活動を実施する。

◎ 発令基準（死者数）

基準死者数
3人

※ ただし高速道路上での死者数を除く。